

会津若松市地方就職支援金交付要綱

(令和 6 年 10 月 1 日 決裁)

(令和 7 年 4 月 1 日 決裁)

(趣旨)

第 1 条 市は、ふくしま創生総合戦略及び第 3 期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了（以下「卒業」と総称する。）した学生の移住を伴う県内就職を支援するため、福島県と共同して行う、地方就職支援事業において、東京圏内の大学等を卒業して、本市に移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付については、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成 4 年会津若松市規則第 1 号）その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第 2 条 支援金は、就職活動等にかかる経費（以下「交通費」という。）及び移住のための移転に係る経費（以下「移転費」という。）に対して交付する。

2 交通費に係る支援金（以下「地方就職支援金（交通費）」という。）の金額は、8,000 円とする。ただし、福島県外（合理的な場所に限る。）での採用選考の場合は、8,000 円を上限とし、往復交通費に要した経費（実費）の 2 分の 1 の範囲内での支給とする。なお、企業が交通費を支給している場合にあっては、対象経費から企業負担分を差し引いた額の 2 分の 1 の額と、8,000 円とを比較して、低いほうの額を上限とする。

3 移転費に係る支援金（以下「地方就職支援金（移転費）」という。）の金額は、移転に要する最低限の実費であることを証明できる場合は移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は、66,000 円を上限とし、移転に要した経費（実費）の範囲内での支給とする。

(交付回数)

第3条 地方就職支援金（交通費）及び地方就職支援金（移転費）の交付回数は、それぞれ1人一回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の各号に掲げる要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 以下に掲げる要件を満たすこと。

ア 大学等の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。以下同じ。）に継続して在住し、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）した後、当該大学等を卒業していること。ただし、地方就職支援金（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

イ 本市に移住したこと。ただし、地方就職支援金（交通費）については、福島県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

ウ 地方就職支援金の申請時において、卒業の日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

エ 本市に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、卒業後にイの内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

キ その他福島県又は本市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次のア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が福島県内に所在する企業等に、前号アの要件を満たす大学等を卒業してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等においては、県内に所在する官公庁等（国の機関を除く。）であること。ただし、官公庁等から交通費・移転費が支給される場合は、地方就職支援金（交通費）・地方就職支援金（移転費）の対象としない。

(オ) 地方就職支援金（交通費）においては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) ア（ア）の地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付の申請）

第5条 支援金の申請者は、申請書（第1号様式）、就業先企業による証明書（第2号様式の1）（在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、内定先企業による証明書（第2号様式の2））、移転費及び交通費の領収書等並びに本人確認書類に加え、前条第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果支援金を交付することが不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願（第4号様式。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書〔再交付〕（第5号様式）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 福島県及び市は、福島県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、福島県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び市が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 在学中に地方就職支援金（交通費）を申請し、支援金を受け取った場合において、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に地方就職支援金（交通費）を申請し、支援金を受け取った場合において、申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本

市に住民票がある場合を除く。)

エ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く

オ 転入日から3年未満に本市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、第4条第2号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に本市から転出した場合

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、第4条第2号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、福島県と市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。